

# 株式会社八神製作所

## 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与 運営規程

### 第1条(事業の目的)

株式会社八神製作所の開設するヤガミホームヘルスセンター名古屋(以下事業所)が行う指定福祉用具・指定介護予防福祉用具貸与事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者《福祉用具供給事業従事者研修》)が、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。

### 第2条(運営の方針)

1. 事業の実施にあたっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図る。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

### 第3条(事業所の名称)

1. 名称 ヤガミホームヘルスセンター名古屋
2. 所在地 名古屋市中区千代田2-16-28

### 第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 管理者 1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たるものとする。
2. 専門相談員 2名以上(常勤換算)  
専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行う。また 福祉用具サービス計画(介護予防福祉用具サービス計画)の作成・変更等を行う。

### 第5条(事業所の営業及び営業時間)

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする(定休日 土日祝日、12/29~1/3、6月平日最終日)
2. 営業時間 月~金曜日 午前9時~午後5時

## 第6条(指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及

### び利用料その他費用の額)

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法は、次の通りとする。

- ①福祉用具の貸与の提供に当たっては、身体状況に応じて使用方法の指導・使用上の留意事項・故障時の対応などを使用者に適切に行う。
  - ②福祉用具の提供に当たっては、常に清潔、かつ安全で、正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
  - ③提供する福祉用具貸与の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
  - ④商品のお渡し方法は、利用者宅への納品、店頭でのお渡しのいずれかとする。
- 指定福祉用具・指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。
  - 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表(カタログ)によるものとし、当該指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、原則として「介護保険負担割合証」に記載のある「利用者負担の割合」に応じた金額とする。  
但し、貸与期間が1ヶ月未満の場合であって、利用月の15日までに終了した場合は1ヶ月のレンタル料の半額、16日以降は全額を利用料とする。但し、開始と終了が同じ月内に行われた場合は、1カ月分全額とする。
  - 通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、介護報酬の対象外としその実費を徴収する。
    - ① 通常の実施地域を越えた地点から 片道1kmごとに 50 円
    - ② 第4項の費用の支払いを受ける場合には 利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

## 第7条(通常の事業実施地域)

事業所の通常の事業実施地域は、以下のとおりとする。

| 県名  | 実施地区                                                                 |
|-----|----------------------------------------------------------------------|
| 愛知県 | 名古屋市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・東郷町・みよし市・大府市・東海市・刈谷市・東浦町・知立市・知多市・阿久比町・半田市 |

## 第8条(衛生管理等)

- 事業所の管理は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 常に清潔な福祉用具を貸与に供するため、回収した福祉用具を、種類・材質等からみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区分して保管する
- 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者委託する。
  - ① グリーンライン中京株式会社 愛知県江南市小杣町長者毛東 147 番地
  - ② 株式会社豊通オールライフ 東京都品川区東五反田五丁目 26 番 5 号
  - ③ 株式会社ヒガシトウエンティワン 大阪府大阪市中央区内久宝寺町三丁目 1 番 9 号
  - ④ ケアレックス株式会社 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 16
  - ⑤ 株式会社シンエンス 大阪府東大阪市長田 3-8-30
  - ⑥ フランスベッド株式会社 東京都昭島市中神町 1148 番地 5
  - ⑦ ナブテスコ株式会社 東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 9 号

## 第9条(虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を開催するとともに、その結果について、専門相談員その他の従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報すること。
- ④ 事業所において、従業員に対して虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- ⑤ 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 第10条(その他運営についての留意事項)

指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与事業所は、以下の条項に留意して事業を行う。

1. 職員の研修
  - ① 採用時研修を入社6ヶ月以内に行う。
  - ② 継続研修を、年2～3回程度実施する。
2. 秘密の保持
  - ① 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
  - ② 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 掲示及び目録の備え付け
  - ① 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
  - ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
4. 正当な理由なく指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。
5. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与事業者を紹介する等の措置を講じる。
6. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
7. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
8. 居宅サービス計画・介護予防サービス計画書が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供すると共に、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
9. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与サービスを提供する。
10. 従業者に身分を証する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
11. 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
12. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は(株)八神製作所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 17 年 8 月 24 日から施行する。  
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 1 月 24 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 22 年 3 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 27 年 5 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 30 年 2 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。  
この規程は、平成 31 年 1 月 11 日から施行する。  
この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。